

インド商工省、国家知的財産権戦略を公表

2014年8月6日

JETRO ニューデリー

2014年8月、インド商工省は、国家知的財産権戦略を公表した¹。本戦略は、2010年からの10年を「イノベーションの10年」と位置付け、その一分野として、知的財産権に関する国家戦略を定めたもの。2012年9月に、原案が公表され、意見募集がなされていた。

今回の確定版では、特に行政庁の機能強化及び能力向上による迅速・的確な権利付与について、多くの記載が追加されたほか、国際協力の必要性についても言及されている。他方、技術移転手段として、国家製造業政策で提案され、先進国産業団体から批判の対象となっている技術獲得開発ファンド (TADF) を推進することも新たに記載されている。

他方、原案において記載されていた実用新案制度の創設、営業秘密の成文化化については、確定版では触れられていない。

なお、同時にワークプランも公表され、マラケシュ条約(著作権)、ニース協定(商標)への加入努力、ハーグ協定(意匠)加入是非の評価を行う事などが定められている。

国家知的財産権戦略概要

戦略目標

加速的成長と持続的な国内の発展の原動力として知的財産を戦略的に活用することにより、イノベーションの10年の間に、インドを、イノベティブで競争力のある主要な知識基盤型経済に発展させる。

具体戦略

a. 知財権の創造の振興

中小企業・学界/公的研究機関・大企業・起業家/個人発明家に対し、R&D 減税 等

b. 知財保護の強化及び所定のニースとのギャップに対処する新たな知財体制の構築

国際的なベストプラクティスに鑑みた手続、ガイドライン等の見直し、国際協力の必要性評価、伝統的知識に基づく出願の他庁での特許化防止を含む知財保護政策の採用 等

c. 効率的、経済的及び顧客主体な知財行政インフラの構築

高効率、高品質かつ経済的な知財保護行政の確立、ISO9002 の取得、定員増加、雇用・研修・キャリアパスの再検討、業界団体へのアドバイス提供、他庁との協力 等

d. 組織の能力向上及び人材開発

国内外の研修機関間の協働、中央政府の政策決定・立法化・国際協議に対するインド国内大学の協力、州政府による知財意識向上のための施設設立、税関・警察の知財研修・研究のための施設設立、知財創造・管理・権利行使・商業化等に関する国家施設設立 等

e. 知財尊重意識及び知財権の効果的なエンフォースメントの推進

f. 知財の商業化促進

技術獲得開発ファンドの推進 等

(今浦 陽恵)

本内容は、日本貿易振興機構が2014年8月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではありません。

¹ http://dipp.nic.in/English/Schemes/Intellectual_Property_Rights/national_IPR_Strategy_21July2014.pdf